



第7章 介護保険制度の推進と普及啓発

1. 介護保険制度の推進に向けて
2. 介護保険制度の普及啓発

1 . 介護保険制度の推進に向けて

一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するにつれ、介護保険サービスや地域における様々な主体によるサービスを利用される人が増えることが予想されます。介護保険制度を持続可能な制度として運営し、高齢者の自立に向けた支援を継続していくためには、これまでに取り上げてきた施策の推進に加え、多様な人材を安定的に確保するとともに、資質の向上につながる育成を継続的に行うことにより、質の高いサービスを提供できる体制を構築していくことが重要です。国や都の施策を活用し、地域の現状と課題を総合的に把握し、継続した支援に取り組みます。

(1) 福祉・介護人材の確保・育成支援

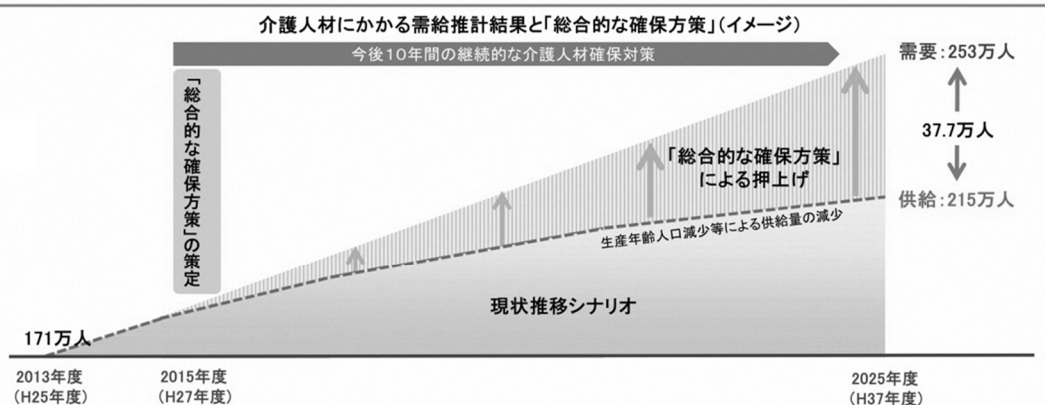
介護人材の確保・育成支援に向けた取組み

平成27年6月に公表された「2025年に向けた介護人材に係る需給推計（確定値）」によれば、平成37（2025）年度の介護人材の需要見込みは253万人、近年の入職・離職等の動向による将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映した「現状推移シナリオ」に基づく供給見込みは215.2万人とされており、需給ギャップの見込みは全国で37.7万人、都ではおよそ3.6万人となっています。

こうした状況を受け、国は「ニッポン一億総活躍プラン」の中で「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成等を柱として、あらゆる施策を総動員し、平成37（2025）年代初頭までに25万人の介護人材の確保に取り組むことを示しました。

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（需要約253万人、供給約215万人）
- 都道府県においては、第6期介護保険事業支援計画に需給推計結果に基づく需給ギャップを埋める方策を位置付け、2025（平成37）年に向けた取組を実施。
- 国においては、今次常会に提出中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」による制度的対応や、都道府県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する具体的な取組などを含めた施策の全体像（「総合的な確保方策」）を取りまとめ、2025（平成37）年に向けた取組を総合的・計画的に推進。
- 3年1期の介護保険事業計画と併せたPDCAサイクルを確立し、必要に応じて施策を充実・改善。



注1) 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
 注2) 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)
 注3) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。)

出典：平成27年6月24日厚生労働省報道発表資料より抜粋

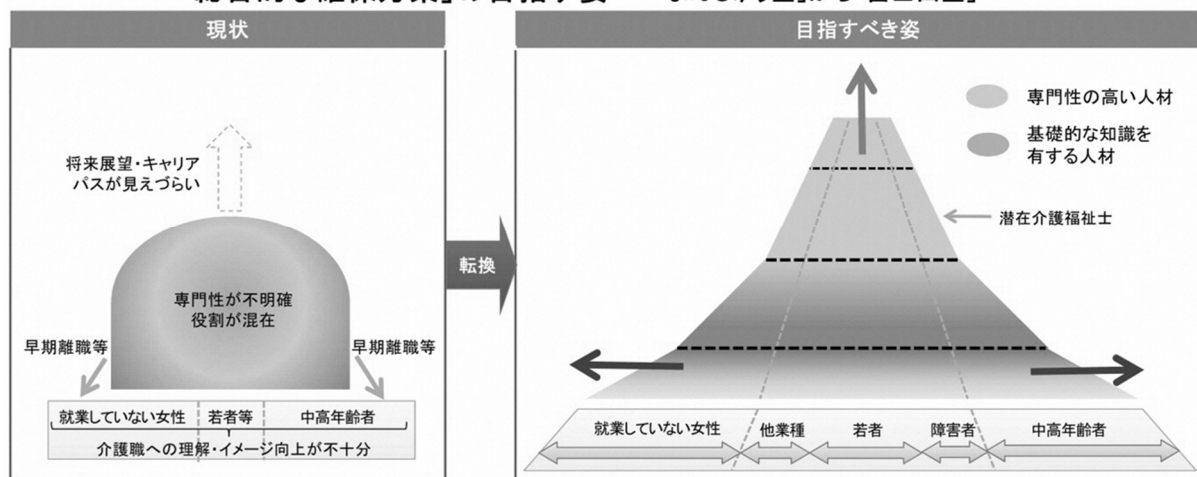
介護人材の確保にあたってはこれまで、介護職への理解の不足や、早期離職、将来展望やキャリア形成が見えづらいなどの様々な課題があり、人材の確保が厳しい状況にあります。国はこうした状況を打開するため、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入の促進」、「離職防止・定着促進、生産性向上」の3つの視点による対策を、地域医療介護総合確保基金による取組支援や介護職員の処遇改善加算による賃金改善の推進により、必要な介護人材を確保できるよう取組みを進めています。

豊島区においても、今後介護人材の不足が懸念されることから、区内特別養護老人ホームやハローワークと協力して、介護人材を確保する就職相談会を、今後も定期的実施し、介護人材の確保について支援を進めます。

また、介護専門職のスキルアップを図るため、区主催で認知症介護実践者研修を実施し、今後増加していく認知症高齢者への対応スキルを身に着けた介護職員の育成を図ります。

介護の担い手の拡大

「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



出典：平成 27 年 6 月 24 日厚生労働省報道発表資料より抜粋

介護の担い手を増やし、より多様な人材を確保していくためには、介護分野における不安の解消や知識の習得を進め、介護分野を「見る」、「知る」きっかけを、様々な世代に向けて用意していく必要があります。

国は平成30（2018）年度から、新たに「入門的研修」を開始します。「入門的研修」は、介護の仕事をしたことがなく、関心を持っている未経験者を対象に介護の不安を払拭するとともに、介護の仕事をしていくうえで必要となる知識や技術の習得を目的としているものです。また、訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担い、生活援助については、「生活援助従事者研修（仮称）」のカリキュラムが創設されます。

豊島区では、これらの研修とともに介護人材のすそ野を広げ、人材確保や定着を図るだけでなく、介護職員自身のキャリアアップにもつなげていくため、「介護職員初任者研修」、「介護職員実務者研修」について、早期の受講支援の実現をめざします。

一方で、介護人材の定着を図り、離職を防ぐためには、意欲や能力に応じたキャリアアップのための仕組みづくりが重要となります。

豊島区では今後、地域医療介護総合確保基金を財源とした国や都の取組みを最大限活用することで、アクティブシニアの活用や未経験者の参入促進など様々な介護人材の確保、定着を図るとともに、あわせて介護の仕事の魅力について、国や都と連携し、情報発信を推進します。

区民参加型の人材確保・育成支援

地域包括ケアシステムの構築を進める中で、地域において、生活支援の担い手となるボランティアやNPOの育成、社会貢献型後見人の育成、認知症サポーターの養成など、区民が参画し担い手となる人材育成を推進してきました。今後は、育成後の活躍の場の確保や継続的な活動の支援をしていくことが求められます。豊島区では、東京都や社会福祉協議会など人材の育成を担う様々な主体と連携しながら、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて共に支え合う地域づくりを進めていきます。

(2) サービスの質の向上

ケアプランに基づいた適正な介護給付の実施、介護ロボットやICT等の活用による生産性の向上などを通じた、介護保険サービスの質の向上が重要な課題となります。サービスの質の向上にあたっては、ケアプラン点検の充実を図るとともに、実地指導を通じて得られた知見を介護保険事業者連絡会や集団指導などの場を通じて情報の共有を図り、各事業者の取組みを支援していきます。

さらに指定介護サービス事業者の積極的な第三者評価受審への支援を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取組みを支援していきます。その他、国や東京都と連携した取組みの検討を進め、働きやすい職場づくり等への支援に積極的に取り組んでいきます。

2 . 介護保険制度の普及啓発

介護保険制度では、介護サービス利用者本人の選択を基本としています。これは、介護保険における様々なサービスを行政が措置するものではなく、家族やケアマネジャー、高齢者総合相談センターなどの支援を受けながら、本人の意思で必要なサービスを選ぶことを意味しています。

利用者やその家族が介護保険制度やサービスの内容を正しく理解し、選択するためには、介護保険制度で提供されるサービス内容や指定介護サービス事業所の人員体制など最新の情報をいつでも入手できるよう提供体制を整備する必要があります。

(1) 介護サービス情報公開システムの活用

国の情報発信のツールである「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報をインターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。豊島区では窓口でパンフレットを配布するとともに、要介護認定結果通知発送時にアドレスを掲載して、必要とするタイミングで本人や家族が指定介護サービス事業所・施設の介護情報サービス情報を取得できるよう、積極的に周知を図っています。

スマホでの検索には
専用アプリが便利です！

 **介護事業所ナビ**

介護サービス事業所を
選択する際に役立つ、
様々な機能をご利用いただけます。



- 質問に答えるだけで自分に合った事業所が検索できる
- 近隣の事業所を手軽に検索できる
- 気になる事業所に電話で問合せ可能

など

▼ ダウンロードはこちらから ▼

iPhone を
ご利用の方

Android を
ご利用の方





(2) 介護保険サービスの相談・苦情

介護保険サービスは、利用者と事業者との契約によって成り立っていますが、サービスの質が一定の水準が満たされていることが必要です。

利用者の権利を守り、サービスの質の向上を図るため、区内8か所の高齢者総合相談センターや介護保険課で利用者や家族からのサービスの相談や苦情を受け付けています。

また、介護相談員が定期的に介護保険施設等を訪問し、利用者や家族から話を聞いたり、苦情や相談を受ける「訪問相談」を実施しています。

国保連においても、介護保険・総合事業の生活支援サービスの苦情・相談窓口を開設し、保険者で解決できない困難なケースなどの対応をしています。

(3) 普及啓発にむけた取組み

介護保険制度は、これまで地域包括ケアシステムの構築や介護サービスの充実などを目的に、3年ごとに改正が行われてきました。第1号被保険者や介護サービス利用者に、制度改正のポイントや適正な介護サービスの利用について、普及啓発を継続することは大切です。今後も高齢者にわかりやすく、利用しやすい介護保険パンフレットを作成し配布していきます。

また、区のホームページや、広報としま、通知送付の際など、様々な媒体を通して広報をすることで、情報発信のチャンネルを広げています。

介護保険サービスのほかにも、地域では、高齢者の見守りや配食、生活支援サービスなど高齢者やその家族が安心して暮らしていくために必要とされる様々なサービスが、様々な担い手により次々と創出されていきます。

支援を必要とされる人がこうした必要なサービスを円滑に受けられるよう、関係機関と連携し、情報収集を進めるとともに、ICTを基盤として、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの業務内容や、地域にある生活支援サービス等に関する情報、介護サービス従事者に関する情報などを公表できるよう努めていきます。